

# 国民健康保険に加入している皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、  
次の要件を満たす方は、  
**国民健康保険保険料が減免**となります。

**【保険料の減免の対象となる方】** ※主たる生計維持者は世帯主を指します。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、  
又は重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**

注：申請にあたっては、新型コロナウイルス感染症による死亡・傷病を証明する診断書が必要となります。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(\*)が見込まれる世帯の方 ⇒ **保険料の一部を減額**

## ※保険料が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について（1）から（3）までの全てに該当する世帯

（1）令和2年の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

（2）令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること

（3）収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入減・事業等の廃止・失業を証明する書類が必要となります（令和2年の売上台帳・給与明細、廃業届の控、退職証明書など）。

- **保険料の減免額**は、**減免対象保険料額**（ $A \times B/C$ ）に**減免割合**（D）をかけた金額です。

## 減免対象の保険料（税）額（ $A \times B/C$ ）

A: 世帯の被保険者全員について算定した保険料額

B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和元年の所得額

C: 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年の合計所得金額

## 合計所得金額に応じた減免割合（D）

300万円以下の場合 : 全部(10分の10)

400万円以下の場合 : 10分の8

550万円以下の場合 : 10分の6

750万円以下の場合 : 10分の4

1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、（D）の減免割合は10分の10

◎非自発的失業者の保険料軽減制度の対象者は、この制度を申請できませんので、非自発的失業者の保険料軽減制度をお手続きください。

渋谷区 国民健康保険課 資格賦課係 電話：03-3463-1781

[https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/kokuho\\_nenkin/kokuho/hokenryogenmen.html](https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/kokuho_nenkin/kokuho/hokenryogenmen.html)

